

ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止解除について

下記業者に対する、指名停止措置を解除しました。

1 指名停止解除業者

ランドブレイン（株） 代表取締役 吉武 祐一
東京都千代田区平河町1-2-10

2 指名停止解除の理由

公契約関係競売入札妨害等の疑いで逮捕された有資格業者の使用人が不起訴処分となったことが、「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第4条第6項に該当するため。

【概要】

ランドブレイン株式会社の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。これを受け、本市は同年12月16日から6箇月の指名停止措置を講じたところであるが、同年12月27日、ランドブレイン株式会社の使用人の当該容疑について、宮崎地方検察庁が不起訴処分とした。

3 指名停止の解除日

令和6年1月26日

(参考)

ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱

措 置 要 件

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2～5 略

6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。